

# 要 望 書

## 岩手県沿岸市町村復興期成同盟会

会長 釜石市長 野 田 武 則

副会長 岩泉町長 伊 達 勝 身

陸前高田市長 戸 羽 太

大船渡市長 戸 田 公 明

住田町長 多 田 欣 一

大槌町長職務代理者副町長 東 梅 政 昭

山田町長 沼 崎 喜 一

宮古市長 山 本 正 徳

田野畑村長 上 机 莞 治

普代村長 深 渡 宏

野田村長 小 田 祐 士

久慈市長 山 内 隆 文

洋野町長 水 上 信 宏

平成 23 年 4 月 22 日

# 岩手県沿岸市町村復興期成同盟会緊急要望

平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」において、甚大な災害を受けた市町村の応急対策及び災害復旧・復興について要望いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

また、施策の実行にあたっては、速やかに実施し、実効性を高めるよう重ねてお願いいたします。

## **1 物資の安定供給に関する支援**

被災者及び地域住民が安心して暮らせるよう、次の物資について安定的に供給すること。

- (1) 食料
- (2) 燃料
- (3) 衣料・生活用品

## **2 ライフラインの早期復旧**

地域の安全な暮らしを確保するため、次のライフラインについて早期の復旧を図ること。

- (1) 電気
- (2) ガス
- (3) 水道
- (4) 下水道
- (5) 通信網
- (6) 公共交通機関（JR、三陸鉄道）
- (7) 消防体制（消防庁舎、消防屯所、消防車両、救急車）

## **3 生活の再建に関する支援**

被災者に対する生活再建支援を強化するため、次の措置を講じること。

- (1) 住宅：仮設住宅の用地確保への支援及び早期完成並びに地元雇用の促進、住

宅建設への支援

- (2) 雇用促進住宅：利用期間の延長
- (3) 医療体制の確立：長期的な救護所の設置、巡回診療、医療費助成
- (4) 健康支援：保健師、栄養士、精神科医の継続した派遣、器材提供
- (5) 被災者生活再建支援金：支援金の上限の拡大、申請期限の延長
- (6) 福祉サービス給付金：全額を国において負担
- (7) ローン補償、生活資金の援助、税制優遇制度の創設
- (8) 災害援護資金：貸付利率の変更（3→0%若しくは低利率）、貸付限度額の拡大
- (9) 車両購入への支援
- (10) 要保護、準要保護就学援助費の拡充
- (11) 児童生徒の心のケアと学用品等の無償化
- (12) 地上デジタル放送化の移行延長、施設設置に関する支援
- (13) 国の出先機関の設置

#### **4 廃棄物処理に関する支援**

震災で発生した大量のガレキ処理等を早期に進める必要があるため、次の措置を講じること。

- (1) ガレキ撤去の法整備や具体的指針の明示、補助対象要件の緩和や手続きの簡素化・弾力化及び補助率の引き上げ
- (2) 崩壊建築物撤去の法整備、費用等の支援
- (3) 廃棄物処理への支援
- (4) ごみ処理施設、し尿処理施設の復旧に関する支援

#### **5 地域産業の復興に関する支援**

地域住民の多くが家や職場、工場等を失い生活が成り立たない状況であることから、早期に社会生活を営むことができるよう地域産業の復興について支援を行うこと。

- (1) 被災者の就業支援：緊急雇用、雇用手当

- (2) 被災企業における雇用継続に要する費用支援
- (3) 農林水産業、特に漁船をはじめ養殖施設、水揚施設、漁具・資材等壊滅的な被害を受けた流通・加工業まで含めた水産業の復興に係る支援
- (4) 家畜飼料の確保
- (5) 原発事故に伴う農林水産物の風評被害対策
- (6) 被災社屋・工場等の撤去費用支援
- (7) 社屋・工場等が被災した企業等の借入金の一部債権放棄等事業再開支援
- (8) 観光施設、海水浴場の早期復旧及び支援
- (9) 港湾、漁港・魚市場、道路等の早期再建

## **6 災害復旧に係る人的支援**

災害の規模が大きいことから、迅速かつ確実な復旧・復興に向けた事務的・技術的業務にかかる職員派遣等の人的支援を行うこと。

- (1) 道路・橋りょう、上下水道等に係る現地調査・設計・積算、復興計画立案
- (2) 文化財の被害調査、補修等

## **7 公共施設・基盤施設の早期完成・再建**

各種公共施設・基盤施設に甚大な被害があり、社会生活に支障をきたしていることから、早期の完成又は再建を図ること。

- (1) 復興道路の早期全線開通：三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道等
- (2) 防災行政無線、津波避難場所等
- (3) 湾口防波堤、津波・高潮対策施設（防潮堤）、GPS波浪計
- (4) 保育園、児童館、学童育成クラブ
- (5) 介護施設等
- (6) 仮設を含む学校校舎、教材、車両、備品、給食センター
- (7) 社会教育施設、文化施設、体育施設等
- (8) 公園等
- (9) 仮設を含む新たな庁舎及び附帯設備

## **8 全国・隣接自治体等への支援**

被災した地域に物資や人的派遣など多くの支援を行う全国及び隣接する自治体に対し、次の措置を講じること。

- (1) 応急対策に要する「人・物・財」に要した経費への補てん
- (2) 復旧・復興対策に要する「人・物・財」に要した経費への補てん

## **9 国家プロジェクト化及び特別立法による早急かつ大幅な復興支援**

被災地においては、被災状況や地形、産業構造が地域によって異なることから、地域住民の考えを丁寧に反映したまちづくりが求められる。

また、今回の災害は、現行の災害対策法制の枠を超えた国家が責任を持って取り組むべき大災害である。

よって、国においては、国家的危機管理として復興担当の省庁等を設置するとともに、被災地の状況に応じて随時必要な法整備や規制の見直しを進め、早期復興に向けた迅速かつ万全な措置を講じること。

- (1) 復興担当の省庁等を設置し、国家プロジェクトとして対応
- (2) 復興に関するビジョンの早期提示（被災地域の一時国有化、高台移住計画等）
- (3) 復興特区を創設し、規制緩和と予算や税制面での優遇措置による復興の迅速化
- (4) 復旧費用を市町村の自由裁量とし、一括交付金化
- (5) 国庫補助負担率のアップ（10/10）、地方交付税の増額 ほか